

### Question (購入者に対するオプションの割引販売)

「新車ご成約の方にはナビゲーションを3割引きして販売します」との企画を見かけたが、この場合の割引額は景品提供の制限額（取引価格の20%）の範囲内にしなければならないのでしょうか。

**Answer** 車両購入者に対するナビゲーション等のオプションの割引は、原則として「**正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益**」に当たるとされ、**景品とはみなされません**。しかし、割引ではなく、ナビゲーションをプレゼントすれば、それは景品の提供になりますので、注意が必要です。